

平成26年10月23日招集

平成26年 第7回

# 佐渡市議会臨時会議案

佐 渡 市

## 目 次

議案第128号	佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例 の制定について	1
議案第129号	平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第6号） について	3

議案第128号

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年10月23日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

## 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例

特別職の職員のうち、市長にあっては平成26年11月1日から平成27年2月28日まで、副市長にあっては平成26年11月1日から同年12月31日までの間における給料月額は、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）第3条及び附則第4項の規定にかかわらず、同条例附則第4項に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする。

### 附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

議案第129号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について  
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。